

剣道七段および六段審査会（山梨）要項

全日本剣道連盟

1. 期 日

(1) 七段審査会

- ① 令和8年2月14日（土）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. 57歳以上（57歳含む）
受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前10時（予定）
 - イ. 56歳以下（56歳含む）
受付時間 午前11時30分～12時まで
審査開始 57歳以上実技審査終了後

(2) 六段審査会

- ① 令和8年2月15日（日）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. 51歳以上（51歳含む）
受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前10時（予定）
 - イ. 50歳以下（50歳含む）
受付時間 午前11時30分～12時まで
審査開始 51歳以上実技審査終了後

※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。
また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場してください。

2. 会 場

小瀬スポーツ公園 武道館

（山梨県甲府市小瀬町840番地） 電話 055-243-3115

※別紙案内図参照

3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

(1) 実 技

※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用してください。

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

(1) 七段

- ① 令和2年2月28日以前に六段を取得した者。
- ② 令和5年2月28日以前に六段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限3年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

(2) 六段

- ① 令和3年2月28日以前に五段を取得した者。
- ② 令和6年2月28日以前に五段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限2年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。

7. 年齢基準

審査日の当日（七段は令和8年2月14日、六段は令和8年2月15日）とする。

8. 申 込 み

(1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込むこと。

各地区剣道連盟会長は、申込者を一括して県剣連事務局宛に送付すること。

なお、個人直接の申込みは受理しない。